

# リサイクルを円滑に進めるために改善が必要な規制等の事例

## 1．回収上の問題点

全国的に回収・リサイクルを行う場合、事業系は都道府県及び保健所設置市から産業廃棄物収集・運搬業の許可、家庭系は市町村から一般廃棄物収集・運搬業の許可を取得しないと回収することができない。このため、家庭系については許可を得て回収することは現実的には困難である。

## 2．広域再生利用指定制度の問題点

**収集・運搬、処分業の許可を不要とする環境大臣の指定制度はあるが、**

一般廃棄物の場合、従来「広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる一般廃棄物であって、厚生大臣が指定したもの」とされていたが平成13年3月の省令改正により対象製品が限定されたため、他の製品は制度が利用できず円滑なリサイクルをすることが困難である。

一般廃棄物の場合、指定再資源化製品であるパソコン、密閉形蓄電池は資本金が3億円を超える会社に限るとされており、資本金要件を満たさない事業者は申請することができない。

また、密閉形蓄電池については回収の実効性を確保するため電池使用機器製造事業者にも回収責任を課しているにもかかわらず、申請者が電池製造事業者に限られているため共同回収や電池使用機器製造業者の主体的な取組を阻害する結果となっている。

産業廃棄物の場合、自らが製造・加工等を行った製品が産業廃棄物となったものを処理する場合以外は対象とならないとされており、リサイクルをビジネスとする者は利用することができない。

きめ細かな回収を行うため宅配業者を活用しようとする、宅配業者の下に数多くの運送業者が存在するために指定を受ける事業者数が増加して申請者に過大な負担がかかる。

## 3．施設許可の問題点

産業廃棄物処理施設の許可のみを受けている施設では一般廃棄物は処理することはできず、一般廃棄物処理施設許可は自治体の理解を得られずに取得が困難であることから、同一製品であっても排出元の違いにより異なるリサイクルスキームを構築しなければならない。